

ご家族が被扶養者資格を失ったときは 届出が必要です

健保組合に必ず5日以内に届出を

提出するもの

健康保険被扶養者(異動)届

【お持ちの場合】 資格確認書 高齢受給者証 限度額適用認定証

被扶養者ではなくなるとき

就職などで他の健康保険の被保険者になった

- ◆ 被扶養者が就職して他の健康保険の被保険者になったとき
- ◆ 被扶養者がパート先の健康保険の被保険者になったとき



収入が増えた

- ◆ 年収が130万円以上*、または被保険者の収入の1/2以上になったとき

*配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円以上、60歳以上または障がいがある場合は180万円以上(老齢年金、障害年金、遺族年金の受給額を含む)



仕送り額が変わった

- ◆ 別居している被扶養者への仕送りをやめたとき
- ◆ 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき



失業給付金の受給を開始した

- ◆ 被扶養者が雇用保険の失業給付金を受給するようになり、その日額が3,612円以上*のとき

*配偶者を除く19歳以上23歳未満は日額4,167円以上、60歳以上は日額5,000円以上



結婚した

- ◆ 被扶養者が結婚して結婚相手の被扶養者になったとき



離婚した

- ◆ 被扶養者が被保険者と離婚したとき



別居した

- ◆ 配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族(三親等内)が被保険者と別居したとき



亡くなった

- ◆ 被扶養者が亡くなったとき



後期高齢者医療制度の被保険者になった

- ◆ 被扶養者が75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

※65~74歳の方が一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様



外国に移住した

- ◆ 国内に住所(住民票)がなくなったとき

※留学、海外赴任、観光、保養、ボランティアなどで、一時的に海外に渡航している場合は除く

